

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
23	1	P4	(改訂案)P4 本事例解説の構成第2 1. 調査及び設計段階	(1)①「現地調査・・・要する期間」	「現地調査・・・要する期間(許認可手続き等に要する期間を含む)」に修正	工期に多大な影響がある事項を明記して注意を促すため。	日本建築家協会	※P5ポイントで対応 ご提案の必要な許認可手続きは、「1. 調査及び設計段階」(1)②の「計画手続期間等」に含むものとしておりますので、P5のポイントに許認可を含むことがわかるよう次のように示します。 P5(ポイントの修正内容) 「必要な各種申請内容※とそれに要する・・・関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。 ※大臣認定、都市計画等の許認可に係る計画における各種審議会の開催時期等含む。」
24	2	P4	(改訂案)P4 本事例解説の構成第2 1. 調査及び設計段階	追記	「(4)契約後、すぐに設計業務に着手できる基本計画作成の徹底」の追記	設計業務に含まれない基本計画以前の業務を確実に終了させたうえで設計業務を発注することを促すため。	日本建築家協会	※P5事例追加で対応 ご提案を踏まえ追加します。 ご提案の内容は、設計業務の具体的な対応となりますが、P5「事業の企画」として参考事例及びポイントとして次のように追加します。 (参考事例) <u>事業部局から基本計画の内容と異なる新たな設計条件が提示されたため、基本計画にさかのぼる手戻りが発生し、設計の終了が遅れた。更にその後の工事発注手続き等へ影響し、工事の着手が遅延した。</u> (ポイント) <u>事業の企画段階では、事業部局と十分に調整した「設計条件」を整理することが重要である。また、各種申請手続期間を踏まえた適切な「設計期間」※を確保する。</u> <u>※必要があれば債務負担行為を積極的に活用する。</u>
25	3	P4	(改訂案)P4 本事例解説の構成第2 4. 施工段階	追記	「注意事項:(1)の実現に向け、遅滞ない施工計画及び施工図等の提示及び関係部位との関連整理の徹底を予め指導」の追記	施工者による施工に係る資料の提出の適時性と記載内容不足に起因する承諾遅れを防止するには、施工者に予め指導が必要なため。	日本建築家協会	ご提案は、発注者、工事受注者、設計者等が協力した上で、行うものと認識していますが、P16のポイントに「各工事間の施工手順」において、施工計画、施工図等の情報共有として示しています。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
26	4	P4	(改訂案)P4 本事例解説の構成 ■適切な工期設定に役立つ参考資料	(16ページ参照)	「(22ページ及び23ページ参照)」に修正	参考資料が2枚あるので、修正および明記が必要。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえて一部修正します。 ■適切な工期設定に役立つ参考資料(22ページ及び23ページ参照)
28	5	P5	(改訂案)P5 第2【1. 調査及び設計段階(1)-①】	追記	「参考事例 大臣認定、都市計画等に係る計画において、各種審議会の定期開催頻度によりスケジュールが大きくなる ポイント 審議会に諮る計画内容を早期に決定するとともに、審議会等のスケジュール把握と十分な期間を見込む。また、必要に応じて適宜工期の適正な見直しを行う。」の追記	許認可に係るスケジュールのうち、発注者側でコントロールが難しい項目を例示して注意を促すため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえ一部修正します。 ご提案も「1. 調査及び設計段階」で整理すべきこととしていますが、「凡例」として想定される許認可手続を次のとおり追加します。 (ポイントの修正) 「必要な各種申請内容 [*] とそれに要する……関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。 ※大臣認定、都市計画等の許認可に係る計画における各種審議会の開催時期等含む。 」
29	6	P5	(改訂案)P5 第2【1. 調査及び設計段階(1)-①】 ポイント	「工事発注までに」	「基本設計段階までに」に修正	参考事例の内容からすると、工事発注まででなく、基本設計段階までに関係先との十分な調整が終わらなければならないため。	日本建築家協会	ご提案は、「1. 調査及び設計段階」から調整するものがありますが、 建築確認等も含め、「工事発注段階」までに、関係官署等と十分な調整を行うこととしていますので、現行どおりにさせていただきます。
34	7	P6	(改訂案)P6 第2【1. 調査及び設計段階(1)-②③】 基本的考え方	「自主検査、後片付け」	「自主検査と発注者検査等の検査期間、後片付け」に修正	自主検査より重要な発注者検査等を記載いただきたい。各種の官公庁検査を「等」に含めた。検査期間が後片付け期間に含まれるように思えるため、表現を調整した。	日本建築家協会	ここでは、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(3. 時間外労働規制の適用に向けた取組(1)適正な工期設定・施工時期等の平準化)」の記述を参考に、受注者が行う施工期間を検討する上で、 必要な期間の設定について記述しています。 また、ご提案の発注者検査等は、「発注者検査」においては、 工期以降に行う場合もあることから記載していませんが、各種官公庁検査については、工期までに行うものとしています。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
35	20	P6	(改訂案)P6 第2【1. 調査及び設計段階(1) - (2)(3)】 基本的考え方	(意見)	基本設計着手時に受領した基本計画に十分な要求条件が記載されておらず、基本設計段階における設計条件が設定できず、基本計画業務を基本設計業務の中で実施し、業務完了が遅れることがある。 よって、基本計画までに要求条がを確定していることを確認してから設計業務を発注する等の配慮が必要。または、設計業務の中に基本計画を含めて発注することも検討する。	十分な基本計画を作成することを促す必要がある。	日本建築家協会	※ P5 事例追加で対応 ご提案を踏まえ追加します。 ご提案の内容は、設計業務の具体的な対応となりますが、P5「事業の企画」として参考事例及びポイントとして次のように追加します。 (参考事例) 事業部局から基本計画の内容と異なる新たな設計条件が提示されたため、基本計画にさかのぼる手戻りが発生し、設計の終了が遅れた。更にその後の工事発注手続き等へ影響し、工事の着手が遅延した。 (ポイント) 事業の企画段階では、事業部局と十分に調整した「設計条件」を整理することが重要である。また、各種申請手続き期間を踏まえた適切な「設計期間」※を確保する。 ※必要があれば債務負担行為を積極的に活用する。
36	8	P7	(改訂案)P7 第2【1. 調査及び設計段階(2)】 ポイント	「当該敷地の調査を実施し、地下水の有無や地歴等の情報」	「当該敷地の地下水の有無等も含む調査を実施し、地歴等の情報」に修正	地下水の有無はボーリング調査も必須だと考えるが、ここでは、調査発注時に忘れないように敷地調査に加える必要がある。	日本建築家協会	○ 一部修正 ご提案を踏まえ一部修正します。 「当該敷地の地下水の有無、地盤の状況等の把握に、必要な調査を実施するほか、地歴等の情報についても可能な限り把握し、・・・」に修正します。
37	21	P7	(改訂案)P7 第2【1. 調査及び設計段階(2)】 ポイント	(意見)	着工しないと判明しない部分の対応などは、設計変更とならざるを得ない部分もあり、工事現場段階での設計変更を考慮する必要がある。	事前調査で分かる範囲は知りえる範囲であり、設計で予測できない内容についての工期設定の考え方を示すべき。	日本建築家協会	改修工事などにおいては、どうしても工事段階で対応することもあり、あくまで、設計段階で「可能な限り」対応することの事例及びポイントとしています。 着工しないと判明できない場合は、「P12の3. 入札契約段階」の事例を踏まえ、施工条件を整理し明示するものとしています。また、「P21の第4 工期の変更」の事例を踏まえ、新たな工事が発生した場合は、設計変更の対象となり、工期の延期が必要と認められる場合は、工期の変更も対応することになります。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
53	9	P13	(改訂案)P13 第2【3. 入札契約段階(2)】 ポイント	「工期短縮に係る技術提案は求めない。」	「工期短縮に係る技術提案には、適正な評価(品質低下を伴わないことの確認等)を行う。」に修正	リスクを考慮するあまり、必要以上に余裕のある工程になってしまう恐れがある。合理化や余裕の見込み方の違いによる工期短縮提案は受け入れる余地を残しておいた方がよいのではないか。適正な評価を前提として、工期短縮に係る技術提案を求めることも必要であると考えられるため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえ一部修正します。「適切な工期設定」を確保するための対応であるため、工期短縮に係る提案は求めないとしています。事例については、品質、安全面の整理として次のように修正します。 「(参考事例) 総合評価落札方式において、工期短縮の提案を求め採用したが、 品質や安全面の検討が不十分であったため、工法の再検討により、工事の完成が遅延した。 (ポイント) 適正な工期設定により工事発注を行う必要があり、品質や安全面の問題が生じることにつながるおそれもあることから、 工期短縮に係る技術提案は求めない。」に修正します。 なお、生産性向上技術は、建設業の「働き方改革」を進める上で、「適切な工期設定」を確保しつつ、担い手確保を踏まえて対応するものと理解しています。適切な品質、安全を確保のうえ、生産性向上技術を実施した結果、工期短縮が図られることを否定するものではありません。
66	10	P14	(改訂案)P14 第2【4. 施工段階(1)】 ポイント	「行われるよう、設計意図伝達」	「行われるよう、受注者に速やかな各種図書等の提出を促し、設計意図伝達」に修正	設計意図伝達の遅れに結びつく主な要因は、工事受注者からの材料(製品)等の提示の遅れ、施工図、製作図、施工要領書等の提出の遅れがあり、このことを発注者への注意喚起として記載いただきたい。なお、工事段階での発注者の施設利用者との調整の遅れも影響が大きい。	日本建築家協会	設計意図伝達において、適切な期間を確保することを示しています。発注者、工事受注者、設計者等が協力し、調整を図ることが必要と認識しており、現行どおりにさせていただきます。
75	11	P16	(改訂案)P16 第2【4. 施工段階(3)】 基本的考え方	「において、設備工事、内装工事等」	「において、分離で発注した設備工事、内装工事等」に修正	公共工事の多くの設備工事は分離発注だと思われる。建築工事で受けた内装工事の工程管理は元請受注者の責務で、発注者が実施することではないため。	日本建築家協会	ご提案の「分離で発注した工事」は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、エレベータ工事等を想定していますので、現行どおりにさせていただきます。
76	12	P16	(改訂案)P16 第2【4. 施工段階(3)】 基本的考え方	「分離で発注した工事を含む」	削除	上記修正により削除。	日本建築家協会	ここでは、同一工事及び別契約(建築、電気設備、機械設備が分離で発注された場合を想定)の関連する工事も同じように対応するものとし、「分離で発注した場合を含む。)として示しておりますので、現行どおりにさせていただきます。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
77	13	P16	(改訂案)P16第2【4. 施工段階(3)】ポイント※	「工事については、監督職員」	「工事については、工事受注者(建築)が監督職員」に修正	標準仕様書とは表現が異なるが、※印の記載内容を明確にするため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえ、次のとおり修正します。 「※2(受注者は)別契約の施工上密接に関連する工事については、(各工事受注者は)監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努めることとしている。(公共建築工事標準仕様書1.1.7 より)」に修正する。
78	14	P16	(改訂案)P16第2【4. 施工段階(3)】ポイント	「各工事間の施工手順、進捗状況等を把握し、各工事の受注者の協力のもと～」	「各工事間の施工手順、進捗状況等を把握の上開示し、各工事の受注者の協力のもと～」に修正	発注側の担当者だけに情報を限定せず、施工手順や進捗状況は前広に開示することにより、工事全体の円滑な施工をより促進できるため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえ一部修正します。 発注者が、「各工事の受注者」の調整とは、各工事の受注者などの協力により、情報共有することとし、次のように修正します。 「一つの工事現場で分離発注された複数工事が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、各工事間の施工手順、進捗状況等を把握するとともに、各工事の受注者へ情報を共有※1し、各工事の受注者の協力のもと※2必要な調整を適切に実施する。」※1情報通信技術等の活用含む。※2(受注者は)別契約の施工上密接に関連する工事については、(各工事受注者は)監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努めることとしている。(公共建築工事標準仕様書1.1.7 より)」に修正する。
79	15	P16	(改訂案)P16第2【4. 施工段階(3)】ポイント	「必要な調整を適切に実施する。」	「発注者が必要な調整を適切に実施する。」に修正	分離発注の各工事において、各工事の受注者との調整する必要がある場合、その調整を発注者が行う必要があると考えられるため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえ一部修正します。 発注者が、「各工事の受注者」の調整とは、各工事の受注者などの協力により、情報共有することとし、次のように修正します。 「一つの工事現場で分離発注された複数工事が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、各工事間の施工手順、進捗状況等を把握するとともに、各工事の受注者へ情報を共有※1し、各工事の受注者の協力のもと※2必要な調整を適切に実施する。」※1情報通信技術等の活用含む。※2(受注者は)別契約の施工上密接に関連する工事については、(各工事受注者は)監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努めることとしている。(公共建築工事標準仕様書1.1.7 より)」に修正する。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
88	16	P17	(改訂案)P17第3【1. 共通事項(抜粋)(1)】1つ目のポイント	「多雪・寒冷地域の場合、」	「多雪・寒冷地域の場合、当該地域の気象データに基づき、」に修正	多雪・寒冷地域については、その判断基準が必要であると考えられるため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえ一部修正します。 「 <u>多雪・寒冷地域の場合、当該地域の気象データに基づき、設計段階から工事発注準備段階において、多重時期に実施する工事に配慮した工程計画を検討する。債務負担行為を積極的に活用する等必要となる措置を講じ、多雪・寒冷時期の工事に配慮した工期設定により工事を発注する。</u> 」に修正します。
89	17	P17	(改訂案)P17第3【1. 共通事項(抜粋)(1)】2つ目のポイント	「作成するにあたっては、」	「作成するにあたっては、当該地域の気象データに基づき、」	多雨・強風が発生しやすい地域については、その判断基準が必要であると考えられるため。	日本建築家協会	○一部修正 ご提案を踏まえて一部修正します。 次のとおり、「 <u>多雨・強風が発生しやすい地域において、実施工程表を作成するにあたっては、当該地域の気象データに基づき、多雨・強風の影響による工事の不稼働日の期間を想定したものとす。</u> 」に修正します。
90	18	P17	(改訂案)P17第3【1. 共通事項(抜粋)(1)】2つ目のポイント	「期間を想定する」	「期間を、余裕をもった想定とする」に修正	判断の上、不測の事態に対する余裕を持つことを強調したい。	日本建築家協会	○一部修正 適切な想定によることが必要と考えられますので、ご提案を参考に、次のとおり修正します。 「 <u>多雨・強風が発生しやすい地域において、実施工程表を作成するにあたっては、当該地域の気象データに基づき、多雨・強風の影響による工事の不稼働日の期間を想定したものとす。</u> 」 なお、不測の事態について必要な場合は工期延期を行うことを想定しています。
91	22	P17	(改訂案)P17第3【1. 共通事項(抜粋)(1)】基本的考え方	(意見)	追加留意として、市場動向調査による調達期間の想定、また施工者の調達能力の反映の考慮があるのではないかと。	材料不足時に、スーパーゼネコン以外での調達能力の差により工期の影響を受ける場合がある。	日本建築家協会	ご提案の資材の市場動向調査については、事例の掲載はしておりませんが、「P6の第2②の基本的考え方」の本文に示しております。 なお、施工段階で、資機材の需給の逼迫等が生じ、資機材の調達が困難となった場合については、必要に応じて工期延長を行うものと考えておりますが、そのような不測の事態に係るものとして、P15の2つめの事例を追加しております。

番号	提出番号	作業用P数	該当部分	該当部分本文	修正内容	修正理由等	提出者	回答
107	19	P21	(改訂案) P21 第4【工期の変更】 ポイント	「工期の変更を行う。」	「工期の変更、さらに工事費の変更も行う。」	受注者の責めに帰すことができない事由であるので、工期だけでなく工事費の追加変更も必要だと考える。	日本建築家協会	ご提案は、「ポイント」に示しています「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考に行うこととしています。